

令和4年 第12回須賀川市農業委員会総会議事録

令和4年12回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和4年12月8日(木)
- 2 招集通知日 令和4年12月8日(木)
- 3 招集日時 令和4年12月21日(水)午後3時
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A～C
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員(19名)

| 議席 番号 | 氏名 | 議席 番号 | 氏名 | 議席 番号 | 氏名 | 議席 番号 | 氏名 |
|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
| 1 | 加藤 梅子 | 2 | 関根 要一 | 3 | 安藤 雅裕 | 4 | 桑名 辰幸 |
| 5 | 大越 彰 | 6 | 村上 光宏 | 7 | 古川 雅和 | 8 | 矢部 邦博 |
| 9 | 高橋 純一 | 10 | 小枝 宏嗣 | 11 | 松川美智夫 | 12 | 吉田かつ子 |
| 13 | 鈴木 光重 | 14 | 和田 博文 | 15 | 熊谷 聡 | 16 | 横川 良雄 |
| 17 | 矢吹 正則 | 18 | 深谷 寅一 | 19 | 秋山 吉治 | | |

- 6 出席農業委員 19名
- 7 欠席農業委員 0名
- 8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

| 担当 地域名 | 氏名 | 担当 地域名 | 氏名 | 担当 地域名 | 氏名 | 担当 地域名 | 氏名 |
|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| 須・浜 | 村上 節夫 | 須・浜 | 安田 彰 | 西袋 | 吉田 和男 | 西袋 | 渡邊 久記 |
| 稲田 | 関口 明夫 | 稲田 | 大河原一英 | 小塩江 | 橋本 孝一 | 小塩江 | 塩田 静生 |
| 小塩江 | 相樂 利晴 | 仁井田 | 影山 孝 | 仁井田 | 岡部 俊男 | 仁井田 | 根本 芳一 |
| 大東 | 関根 隆二 | 大東 | 佐藤 良幸 | 大東 | 関根 久之 | 長沼 | 小林 弘一 |
| 長沼 | 池田多可志 | 長沼 | 内山 哲夫 | 長沼 | 本間 正博 | 岩瀬 | 佐藤 秀和 |
| 岩瀬 | 齊藤 正人 | 岩瀬 | 渡邊 聖一 | 岩瀬 | 岡部 重雄 | | |

- 9 欠席農地利用最適化推進委員 2名(相樂 利晴委員、佐藤 良幸委員)
- 10 職務のため会議場に参加した事務局職員の職・氏名

| | | |
|----------|-------|-------|
| 農業委員会 | 事務局 長 | 西澤 俊邦 |
| | 農政係 長 | 早尾 重美 |
| | 農地係 長 | 力丸 光輝 |
| 経済環境部農政課 | 主 事 | 藤田 紘平 |

11 議 案

議案第 56 号 農用地利用集積計画について

議案第 57 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 58 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 59 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 60 号 須賀川農業振興地域整備計画の変更について

報告第 42 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 43 号 携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理について

12 その他

13 開 会 （午後 2 時 5 5 分）

14 挨拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 3 番 安藤 雅裕 農業委員と 4 番 桑名 辰幸 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 （午後 4 時 1 0 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和4年12月22日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和4年 第12回総会

令和4年12月21日（水）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第56号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 早尾係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第101号から第109号について、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第56号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第56号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第57号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事 務 局 早尾係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今の説明について、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第57号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第57号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、お諮りいたします。議案第60号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」を前の議案同様、市長から意見を求められている議案の都合上、審議順番を早め先に審議したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

⑤越久字桜川の件について渡邊久記委員よりお願いいたします。

渡邊久記推進委員 須賀川農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

11月15日、和田会長、小枝農業委員、吉田推進委員と現地調査、聞き取り調査を計画者の子の方に行いました。事業計画は議案書の内容のとおりになっております。計画者の子が4、5年前にいちご農園をオープンさせました。現在、駐車場はありますが、規模拡大並びに来園者の増加のため、駐車場が手狭になり、安全面から考えての申請となったとのことです。周囲の農地に与える影響もなく、行政機関とも協議済みであり、許可上、問題がないと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、⑥仁井田字代官作田の件について影山委員よりお願いいたします。

影山推進委員 先日、古川農業委員、高橋農業委員とで代理人である行政書士と計画者に聞き取り調査を行いました。

まず、変更の目的ですが、申請地西側に、こども園建設予定敷地がありますが、敷地内に職員駐車場のスペースがないため、安全面を考慮し、今回の申請となったとのこと。申請地の雨水につきましては、盛土・転圧し、地下浸透及び東側の側溝へ流すとのこと。問題が無いと思われ。また、東側の農地との高低差があるため、擁壁を建てるよう依頼しました。許可上、問題がないと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ここで、本件につきましては、12月2日に開催いたしました農地委員会において、議論がなされておりますので、農地委員会委員長から経緯等についての説明をお願いします。

高橋農地委員長 只今、説明がありましたとおり、農業振興地域整備計画の変更

について、12月2日に開催した「第1回 須賀川市農業委員会専門委員会 農地委員会」において審議し、内容を審議した結果、いずれも適正と判断し、農地委員全員一致で変更案を承認したところです。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第60号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第60号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」原案に同意することといたします。

(農政課職員 退席)

議長 次に、議案第58号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第60号について渡邊聖一委員よりお願いいたします。

渡邊聖一推進委員 受理番号第60号について説明いたします。

調査は、12月14日、矢吹農業委員と同行し、譲渡人に面談しました。譲受人は、譲渡人が代表取締役を務めている会社で、産業廃棄物収集運搬業務と建設業を生業としておりますが、定款を変更して農業を追加することとなったとのことで、今回は譲渡人の農地について使用貸借権を設定し、農地作付業務を実施することとなります。耕作機械については、譲渡人所有の物を譲受人へ移転登録して対応します。なお、今回の申請は、農業経営形態を個人から法人へ移行するための処置であり、地域の耕作者の高齢化に伴い、農地耕作請負業務の拡大を目標としております。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 61 号から第 63 号について池田委員よろしくお願ひいたします。

池田推進委員 始めに受理番号第 61 号、第 62 号について説明いたします。

こちらの案件については、4 月の総会において審議されたものです。今回、当初の譲渡人がお亡くなりになったため、改めて相続人を譲渡人として申請が提出されたものです。

続きまして、受理番号第 63 号について説明いたします。

12 月 18 日、譲渡人に横川農業委員と話しを伺いました。譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係にあり、譲渡人が高齢であるため、譲受人へ無償贈与することとなったとのこと。許可上、問題がないと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 受理番号第 64 号について、関根久之委員よろしくお願ひいたします。

関根久之推進委員 受理番号第 64 号について説明いたします。

今回、下小山田地区と雨田地区からの申請のため、12 月 17 日に熊谷農業委員、関根要一農業委員、関根隆二推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行いました。申請地は以前から譲渡人が譲受人へ耕作を依頼し、耕作しておりました。譲渡人は体調不良のため、不動産業者等に買い手を探しておりましたが、なかなか決まらなかったため、今回の申請となったとのこと。価格については、お互いの話し合いで決定したものであり、妥当と思われ。また、申請地は譲受人の耕作地に近接しており、便利性が良く、効率的な農地利用に支障がないものと思われ。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 受理番号第 65 号について、村上委員よろしくお願ひいたします。

村上推進委員 受理番号第 65 号について説明申し上げます。

12 月 19 日、秋山農業委員と調査を行いました。譲渡人は体調を崩し、今までのように農地を管理するのは難しいと考え、知人である譲受人へ相談し、今回の申請に至ったとのこと。譲受人の農業従事者は 3 名で、取得する農地で果樹を栽培する予定です。農業技術につきましては、長年栽培していることから問題は無く、耕作に必要な設備は既に保有しております。また、価格につきましてはお互いの話し合いのもとで決められたもので妥当と思われ。許可上、問題がないと思われま

すが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 66 号について、吉田委員よろしくお願いいたします。

吉田推進委員 受理番号第 66 号についてご説明申し上げます。

12 月 17 日、小枝農業委員と聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人は、叔父・甥の関係にあり、今回の農地は相続により譲渡人の所有となりました。譲渡人 7 名は全員東京都に居住しているため、水田の管理、耕作については、譲受人が行っておりました。この度、譲渡人は将来のことを考え、譲受人に対し、申請地の譲渡を打診し、無償譲渡での申請となりました。内容については問題が無いものと思われまますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 67 号について、渡邊久記委員よろしくお願いいたします。

渡邊久記推進委員 受理番号第 67 号について説明いたします。

12 月 18 日、小枝農業委員と現地調査並びに譲受人へ聞き取り調査を行いました。この案件は 50 年ほど前に譲渡人の父が、譲受人の父へ耕作を頼まれ、現在に至っているとのことであります。譲渡人は、前会社員であり、後継者もいないため、譲受人へ所有権移転について打診したとのことです。申請地は譲受人の農地に近接しており、許可上、問題がないと思われまます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 68 号から第 73 号について、関根隆二委員よろしくお願いいたします。

関根隆二推進委員 申請受理番号第 68 号から第 73 号までは関連性がありますので、一括にて説明いたします。

12 月 17 日、関根農業委員と現地・聞き取り調査をしてまいりました。各申請地は、基盤整備がされていないため、自分の畑に行くために他人の畑を通らないと入っていきませんでした。そのため、お互いの話合いにより各々通れるだけの道を作り利用していましたが、このままでは後の世代に迷惑がかかるため、今のうちに整理しておきたいことから、農地を交換する運びとなりました。申請内容は公平性を保つため、三分の二ずつ相互交換して、お互い納得する形となりました。許可上、問題がないと思われまますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 74 号について、佐藤委員よろしくお願いいたします。

佐藤推進委員 受理番号第 74 号についてご報告申し上げます。

12 月 18 日と 19 日に譲渡人と譲受人に聞き取り調査を行いました。今回の申請地につきましては、これまで 7 年間、譲受人が耕作を行っていましたが、譲渡人が体調を崩され、後継者もないということで、終活の一つとして、譲受人へ農地の売買を打診し、今回の申請となったことです。設備も継続して使用し、価格については、お互い話し合いのもとで決められおり、許可上、問題がないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 58 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 58 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 59 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員をお願いいたします。

受理番号第 28 号について、大河原委員よろしくお願いいたします。

大河原推進委員 受理番号第 28 号について説明いたします。

譲渡人は譲受人の子と孫の関係にあり、現在の家の隣地に一般住宅を建てたいとのことから、今回の申請が提出されたものであります。申請地は住宅街に囲まれたところで、周りの農地に対する影響はなく、生活排水は農業集落排水を利用し、雨水については道路脇の U 字溝に流すということで、特に問題は無いかと思われます。なお、今回の申請後に譲受人の一人が体調を崩されたことから、工期が延長になる可能性があるという話を聞いたことを申し添えます。委員の皆さまのご審議をよろし

くお願いいたします。

議長 受理番号第 29 号について、関根隆二委員よろしくお願いいたします。

関根隆二推進委員 受理番号第 29 号について説明いたします。

12 月 18 日に熊谷農業委員、関根農業委員と現地を確認し、聞き取り調査を行ってまいりました。譲渡人は譲受人の代表取締役で土木工事業を営んでおり、現在の事務所・倉庫では手狭となったため、今回の申請となったとのことでした。雨水については、排水溝を設置し、汚水は合併処理浄化槽を設置することで、周りの農地に影響を与えないように配慮するとのことでした。許可上、問題がないと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 30 号から第 32 号までについて、大河原委員よろしくお願いいたします。

大河原推進委員 始めに受理番号第 30 号について説明いたします。

12 月 19 日に桑名農業委員、深谷農業委員と現地で聞き取り調査をしてまいりました。譲渡人は相続により取得した農地であります。現在、東京都在住で、農業活動は全くしていないことから、不動産業者に申請地の売却を依頼していたところ、譲受人が町中から少し離れた所に家を建てたいとの要望を不動産業者に伝え、今回の申請となったとのことでした。価格については、両方で納得して決定したものであります。生活排水は合併浄化槽を使用し、周りの農地に対する日照・日陰の影響も全く無いことから、許可上、問題がないと思われま。

次に、受理番号第 31 号、第 32 号ですが、場所が 100m と離れていない所にあることから、まとめて説明いたします。今回の売却の理由ですが、申請地は、竹林・雑木林の中にある農地であり、各譲渡人も農地として活用していない、いわゆる耕作放棄地となっている場所で、周囲の住民に対し、迷惑を掛けないようにするためにはどうしたら良いのかと考えていたことから、太陽光発電設備の話がまとまったとのことであり、価格もお互い話し合いのもとで決めたとのことであり、また、周囲の農地は、作物を耕作する環境ではない状態であります。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 33 号について、関根隆二委員よろしくお願いいたします。

関根隆二推進委員 受理番号第 33 号について説明いたします。

12 月 16 日に熊谷農業委員と現地を確認し、聞き取り調査を行いました。譲受人がこども園や小学校の近くに家を建てたいと考え、土地を探していたところ、今回の申請を見つけ、祖父に相談したところ、理解を示し、話が進んだとのことでありました。譲渡人と譲受人の祖父は同級生の関係であります。価格は両者の話合いにより決定したそうです。境界には L 字型擁壁を建て、雨水については集水柵を設置し、汚水は合併浄化槽設置するなど、周囲の農地に悪影響を与えないように配慮するとのことでした。許可上、問題がないと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしく願いいたします。

議長 受理番号第 34 号について、岡部俊男委員よろしく願いいたします。

岡部俊男推進委員 受理番号第 34 号について説明いたします。

12 月 16 日に古川農業委員、高橋農業委員と現地で譲渡人にお話しを伺ってまいりました。始めに申請地について、これまでの経緯を説明させていただきます。申請地は 40 年程前に大型住宅団地造成工事の際、工区内に所有していた山林を造成した状態で受け取りました。当初はその区画で稼業であった商店を建設する予定だったそうです。しかしながら、諸事情により出店をあきらめました。維持管理のため、畑として利用してまいりました。この度、譲受人が申請地を買受したく、地目を確認したところ、登記地目が山林で現況が畑となっていたことから、今回の申請となりました。申請地は住宅団地として造成され、上下水道も完備しているため、周辺に与える影響も無いものと思われまます。価格については、大型住宅団地の中心地ということを鑑み、お互いの話合いのもとで決定したものであります。許可上、問題がないと思われまます。委員の皆さまのご審議をよろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 59 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 59 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○ 報告第 42 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 5 件です。

○ 報告第 43 号「携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理について」 1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。
(なし)

議 長 事務局からは何かございませんか。
(なし)

議 長 他になければ、これにて令和 4 年第 12 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。